

町民憲章を制定しました

役場(六郷庁舎)町長公室 行政推進班 ☎(84)4900 (内線1223、1224)

町では、平成17年8月29日に町民憲章を制定しましたので、皆さんにお知らせします。

町民憲章は、合併を記念して未来に向けてのまちづくりの理想と望ましい町民像を目指すとともに、美郷町全体の一体化がはかれるよう定めたものです。 — 広報美郷10月号に詳報 —

町民憲章

私たちは
自然を愛し
心豊かに健やかに
未来にひらく美しいまちを
ともにつくります

<趣旨>

美郷町は東に奥羽山脈、西に仙北平野が広がる肥沃な土壌と豊富な水資源に恵まれた町です。

この豊かな自然環境を大切に、心身ともに健康で活力にあふれ、先人から受け継がれてきた伝統と文化を育み、未来に向けてさらに豊かで美しい町をお互いに尊重し支え合いながらつくっていかうというものです。

<コンセプト>

あらゆる世代にわかりやすく、音読したときに心地よく耳に入る、親しみやすい温かい言葉を使用しました。

町民憲章が訴える要素を「自然保護」「健康」「融和」「文化」「発展」の5つとし、美郷町を豊かで美しいまちにするための町民の意志と希望を表しました。

町民歌の歌詞を募集します

役場(六郷庁舎)町長公室 行政推進班 ☎(84)4900 (内線1223、1224)

募集要項

【募集する歌詞】

美郷町では、町民の皆さんに愛唱され、歌い継がれる町民歌を作成することになりました。

美郷町のイメージ(町の木・花・鳥・魚、町民憲章など)を参考に町の発展や町民の活力などが表現された歌詞を広く募集します。

【応募資格】

県内・県外を問わずどなたでも応募できます。

【応募期間】

9月20日(火)～10月31日(月) ※必着

【応募方法】

- (1) 応募用紙は特に指定しません。
- (2) 応募の際は住所・氏名・年齢・職業・電話番号・勤務先を記載してください。
- (3) 応募作品は、封書による郵送のほか、ファックスおよび電子メールによる応募も可とします。
- (4) 募集は歌詞のみ。
- (5) 応募者の自作による未発表の作品に限ります。(既存の歌詞などを使用、模倣していないこと。)
- (6) 歌詞(題名を含む)の中で、読み方が難解な漢字にはふりがなをつけてください。

【選考方法及び発表】

- (1) 応募された作品は、有識者等で組織する「町民歌歌詞選定委員会」において選考を行い、採用作品を決定します。
- (2) 採用作品の応募者は作詞者として取り扱い、町から記念品を贈ります。
- (3) 採用作品については、広報および町のホームページを通じて発表します。採用者には直接連絡します。
- (4) 応募の規定に違反したものは、審査の対象から除きます。採用作品発表後でも採用を取り消すことがあります。

【その他】

- (1) 採用作品のすべての権利は美郷町に帰属するものとします。
- (2) 採用作品の使用にあたっては補作することがあります。
- (3) 応募作品の返却はいたしません。また、応募作品に著作権等に関わる問題が生じた場合の責任は、応募者が負うものとします。
- (4) 一人何点でも可とします。複数の作品を応募する場合は、作品ごとに別の用紙としてください。
- (5) 応募者の個人情報については、その保護と適切な管理を行います。

【作品郵送先・問合せ先】〒019-1404 秋田県仙北郡美郷町六郷字上町21番地 美郷町 町長公室 行政推進班

☎0187-84-4900 FAX0187-84-1117 メール koushitsu@town.misato.akita.jp